1. 目的

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して授業料 を減免することにより、経済的に困難な学生の修学継続を可能とすることを目的とする。

2. 対象

本要領により授業料の減免を受ける対象は、2020年度に本学の学部及び短期大学部に在籍し、 少なくとも前期又は後期のいずれかに在学して授業料を納入する学生のうち、次に掲げる条件のすべ てを満たす者とする。

- ①次のいずれかに当てはまる、新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変 した世帯の学生
 - ①-1 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など)または、これに類するものと認められる公的証明書の提出があること
 - ①-2事由発生後の所得が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること
- ②2020年の生計維持者の所得見込が、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下であること
- ③大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象とならないこと
- ④申請者が1年次の学生の場合を除き、修得単位数が2年次の学生は30単位以上、3年次の学生は60単位以上、4年次の学生は90単位以上であること
- ⑤学則に定める修業年限を超過していないこと

3. 減免額

本要領による授業料減免額は、当該学生が大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の第Ⅲ区分の対象となった場合に授業料に適用される減免額とし、当該学生が現に納入する授業料の額を上限とする。

4. 申請手続

学生は、減免申請書及び「2.対象①-1に掲げる公的支援の受給証明書等」並びに大学が指示する添付書類を提出して申請手続を行う。なお「2.対象①-2」に該当する者は、上記、公的支援に掲げる受給証明書等に代えて、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」を提出することとする。

Ⅱ申請期限は、2021年2月末日とする。

5. 選考

本要領により授業料減免を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

6. その他

同一学生について、本要領による授業料の減免が北星学園または本学が定める他の授業料減免の規 定と重複する場合においては、減免の総額が最も高くなる規定のみを適用する。

Ⅱ本要領による授業料減免の事務は、財務課及び学生生活支援課において取扱う。

7. 附則

この要領は、2020年4月1日から施行するものとし、2021年3月31日に失効する。